

令和元年第9回教育委員会定例会

令和元年第9回教育委員会が令和元年9月13日午前9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- | | |
|---------|--|
| 1 日 時 | 令和元年9月13日(金)午前9時30から |
| 2 場 所 | 中清戸地域市民センター 第2会議室 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり |
| 4 出席委員 | 坂田 篤 (教育長)
宮川 保之 (教育長職務代理者)
粕谷 衛 (委員)
兵頭 扶美枝 (委員)
土屋 佳子 (委員) |
| 5 出席説明者 | 石川 智裕 (教育部長)
長井 満敏 (教育部参事)
細山 克昭 (教育総務課長)
原口 和之 (生涯学習スポーツ課長)
馬場 一平 (統括指導主事)
山本 晋也 (教育総務課副参事)
西山 智 (指導主事)
井上 真登 (指導主事) |
| 6 書 記 | 鈴木 丈洋 (教育総務課庶務係長)
島崎 節子 (教育総務課庶務係) |

令和元年第9回清瀬市教育委員会議事日程

令和元年 9月 13日

午前 9時 30分

日程第 1 会議録署名委員の指名(土屋委員)

日程第 2 教育長報告

日程第 3 教育委員報告

日程第 4 報告事項 1 清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針検討委員会設置要綱について

日程第 5 報告事項 2 清瀬市立学校給食調理業務委託業者選定委員会設置要綱について

日程第 6 報告事項 3 清瀬市立学校給食調理業務委託業者選定委員会設置要綱について

日程第 7 報告事項 4 学力調査の結果について(速報値)

日程第 8 報告事項 5 事務執行状況報告について

日程第 9 その他

開会

日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が会議録署名委員に土屋委員を指名

日程第2 教育長報告

○コミュニティハウス構想

東京都と本市の共同研究として実施。建物は清瀬中学校の北側に2階建、面積として延床面積400平米、令和元年度から4年度までの4か年。事業内容は実証実験の研究機関は東京学芸大学、運営主体は東京学芸大学関係の N P O 法人、教育委員会としてのプロジェクトの効果は子供たちにどれだけの影響を与えるか。キャリア教育を含め、子供たちに斜めの関係を与えること。

(坂田教育長)

事業を担当する山本教育総務課副参事より報告をお願いします。

(山本教育総務課副参事)

総務文教常任委員会において補正予算が可決されましたので、本格的に事業を進めていきたいと考えております。東京学芸大学の杉森教授、東京都の担当者、清瀬の教育委員会との話し合いが進んでいます。10月2日清瀬中学校においてスタートするにあたり、キックオフミーティングを開催する予定となっています。具体的な補助金の交付などの打ち合わせをしながら、スケジュール、契約を進めてまいります。随時教育委員の方々には資料をお渡ししたいと思っています。以上です。

(坂田教育長)

コミュニティハウス事業についてご報告を申し上げましたが、補正予算で第五中学校のテニスコート整備事業もごぞいます。石川教育部長から説明をお願いします。

(石川教育部長)

第五中学校のテニスコートは、以前にテニス部の廃部及びサッカー練習場グラウンドの芝生化に伴い、テニスコートの撤去をいたしました。昨今、テニス部が出来、練習場がないことがあり、プール南側に2面のテニスコートを作成することになりました。

また東京都から体育館の空調設備について、令和元年、2年、3年の一定の補助があり、まず中学校を5校実施することになります。小学校については方針が決まっていません。

(坂田教育長)

体育館の空調については避難所の環境整備として、中学校への部活動への対応を優先的に考えて進めております。ご質問はありませんか。

(土屋委員)

コミュニティハウス事業ですが前例が無いとのことで、大きなプロジェクトだと期待をしています。今後の進捗状況を委員に対して伝えていただくことになっていますが、市民の方々への対応はどうなっていますか。また、市民の参画についてはどのように考えられていますか。

(山本教育総務課副参事)

市議会を通じて報告とするとともに、全くの新しい事業となりますので、市報、広報などを通じてもお知らせしていきたいと思えます。清瀬中学校管理職、清瀬小学校管理職、保護者の代表の方たちに事業の説明をしてご理解をいただきました。

元気な高齢者にご参画いただく事もありまして、高齢福祉担当にも協議会の中のメンバーに参加していただき調整を図っているところです。

(兵頭委員)

コミュニティハウスは高齢者と子供との関わりですと、小学校の方が事例としては色々と聞くこともあるが、あえて清瀬中学校になった理由はあるのでしょうか。清瀬小学校が近いため、この2校で利用することも検討されているのでしょうか。

(山本教育総務課副参事)

兵頭委員がお話の通り、清瀬小、清瀬中が隣接している事、建築確認等の必要性、規模を検討したところ学校内にこの敷地があるのは中学校体育館北側のスペースのみとなった事が大きく関係しております。第三小学校、第七小学校と、清瀬特別支援学校、社会福祉事業大学との連携を検討しましたが、建築許可へのハードルの高さも、竹丘梅園地区が今回の検討から外れる理由となりました。

(粕谷委員)

都内唯一とのことで、説明を受けても想像がつかないことも多いです。研究学術機関が学芸大学で、結果として全てお任せなどにならないように、あくまでも清瀬の実情等、市の意向が反映されるよう、出来る限り清瀬に特化した形にしていきたいと思えます。

(山本教育総務課副参事)

研究調査のための協議体を、東京都・学芸大学を中心としたものと、地域レベルの2つ作成いたします。清瀬市内の実情に合わせた研究を進めていく予定とし、清瀬市の意向は反映されると考

えます。

(宮川職務代理者)

自治体首長、議員の皆様方、教育委員会のこの事業をよく引き受けられたと思います。それだけに 10 年後、20 年後を見据えて考えると、必然となる仕組みとっていました。勇気ある決断だと思います。

(山本教育総務課副参事)

ゆくゆくは運営を N P O に任せていく予定です。まずは N P O の立ち上げ支援を行い、運営に関わる費用をクラウドファンディングといたします。公にこのような事業をしたいと提示し、金銭的な支援を求める手法となります。コミュニティハウスの中に乳幼児の預かり施設を設けるなどして、自主財源の確保しつつ運営をしていきたいと考えております。

日程第3 教育委員報告

(粕谷委員)

特になし

(土屋委員)

○副校長研修会 スクールソーシャルワークについて

○ホームスタートジャパン(N P O)の活動について

イギリス発祥の乳幼児のいる家庭に対する家庭訪問のボランティア活動で、日本では団体が設立されて今年で 10 年になる。清瀬ではピッコロ N P O が先駆的に活動を行っていた。この度、学齢児を対象とした家庭への訪問を目的としたマニュアル化のための研究会が発足し、9 月9日に第一回目の会合を行った。

(坂田教育長)

学齢前の家庭訪問支援の経験を生かして、学齢期になった途端に保護者への支援機能が落ちエアポケットになっている部分への支援プログラムを作るプロジェクトです。教育委員会が直接何かをやるわけではありませんが、検証、実践の時に清瀬はモデルになる事も考えられます。土屋委員には定期的に情報提供をお願いいたします。

(兵頭委員)

○東京都教育長会研修報告

7月22日東京自治会館で行われた東京都市教育長会研修会の資料をご紹介します。子供の健康診断の記録を活用し、生涯の健康予測に使用する方向の話。比較的賛同している自治体も増えつつあるとのこと。

○9月11日 教育委員会訪問 清瀬小学校

○子供子育て会議について

任期を満了したが、基本計画の作成段階であることから継続の要請を受け、引き続き受任いたしました。今年度は例年以上に会議開催があり、学校訪問などに日程が重なる場合はご了承をお願いします。

(坂田教育長)

兵頭委員、清瀬小学校の学校訪問のご感想を含めて報告をお願いします。

(兵頭委員)

清瀬小学校は3.4時間目に全学級の公開と、5時間目に1年生全クラス、算数の研究授業でした。習熟度で分けていませんが、時間の展開の場面をいくつかと、次の深度の部分を一展開見せていただきました。教員の入れ替わりもあり新しい雰囲気、意欲的な授業づくりが感じられました。気になったところは、2人で交流をしましょうの場面では、自分の意見が決まっていなくて、ペアの回答を丸写しする、または紙をやり取りするだけになっているペアもいました。自分の言葉で説明をしていく。考える力を育てる。きちんと話す。自分の考えをわかりやすく伝えることに主眼を置いてもいいかもしれません。

(教育長)

教育部参事、清瀬小学校の教育課程上の課題を少し説明してください。また特別支援について井上指導主事から説明を。

(長井教育部参事)

通常学級では新しい学習指導要領に沿った教育がまだまだこれからであることが一つと、特別支援学級が知的と自閉症・情緒が混然となっている部分があり、それぞれ教育課程を切り離して指導を行なっていくことが大きな課題と思います。清瀬小学校の場合は前例踏襲を続けてきた、変化が出来なかったところが大きな原因と思っています。新校長にリーダーシップを発揮してここで然るべき形に変えていってほしいと思っています。

(井上指導主事)

すでに学校訪問の回数を増やし、直接教員に教育課程の話をしています。

(宮川職務代理者)

○初任者宿泊研修の継続と内容の充実について

来年度の東京都全体の諸事情もあり難しさも聞いていますが、あえて継続を検討してほしい。利用する施設の再検討を提案したい。例えば長野県佐久市の教育施設、長野県の人権教育センタ

一もある。佐久市の人権センターなどは江戸時代の様々な歴史、名所旧跡、東京都では学べない事柄も多い。現在、教員採用試験に応募状況はよく無い。

教員採用倍率も下がっていることから有能な教員を採用できるかが課題であり、一方で初任者が早期離職をする問題もある。学生が教員になった時のリアリテションockを和らげるためにも宿泊研修が必要であろう。

○その他

今後の学校訪問時にいじめ等について情報の整理、初期対応の問題、コンプライアンスを誤解せずに法令遵守する必要について、先生方と話し合えると良いと考えている。

(坂田教育長)

1点目の初任者研修について教育部参事から報告できますか。

(長井教育部参事)

東京都の方で変更等の情報がありますが、まだ東京都教育委員会に正式に報告されておらず、詳細はお伝えできませんが情報は掴んでいます。また来年度夏季はオリパラ の関係でバスの確保が難しいと聞いています。例年通りの実施は困難だと考えています。

(坂田教育長)

東京都の方針や我々の考え方が決まったところで報告をお願いします。ほか委員の方々よりご意見等はありませんか。(委員より意見の申し出なし)

では、日程第4報告事項 1、清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針検討委員会設置要綱について教育総務課長より説明をお願いします。

日程第4 報告事項1 清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針検討委員会 設置要綱について
--

(細山教育総務課長)

清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針検討委員会設置要綱についてご説明いたします。本来であれば委員皆様にご審議の上制定していただくところですが、資料1 第3条に委員を選考する必要があり、教育長専決とさせていただきます。施行日は教育長専決をした日といたします。

(坂田教育長)

施行日は8月20日となります。我々が目指す教育を具現化するために、どのような環境が必要なのかというロジックです。財政効率を元にした適正配置ありきの考え方ではありません。委員の皆様にはぜひご理解をお願いいたします。この件についてご質問、ご意見をどうぞ。

(宮川職務代理者)

市の広報で検討会の市民公募の案内がありましたので、本市在住の学生に情報提供をしました。その後選考対象になったのかは不明です。大学生が検討会のメンバーになりこの自治体に対する愛着があることや、どのような街になってほしいかの願い、学校がより良い教育の場になるように貢献できるならと話していました。ちなみに3年ほど前に他の自治体の委員会のまとめ役を行いました。在住の大学生に一般市民として参加していただきました。長年いろいろなことを目に、耳にしてきた者からすれば、斬新・新鮮な意見があり、様々な識者も関心を寄せていました。感想を含めてお話ししました。

(粕谷委員)

委員会メンバーの選任はこれからですか。

(細山教育総務課長)

委員長については武蔵野大学の先生にお願いする予定です。事務局より詳細をご説明いたします。

(鈴木教育総務課庶務係長)

委員長は武蔵野大学堀込先生。学識経験者として社会教育委員もお願いしております高井先生。学校関係者として校長会から小池校長、清水校長。保護者として2名の方をお願いをいたします。公募の市民に関してはホームページと市報で募集をかけまして、4名の方から応募を受けました。その内、選定委員会で決定した2名の方をお願いする予定です。

3月に検討本部に報告を予定し、そのタイミングで教育長へ報告をいたします。任期につきましては要綱の最下部のとおり教育長への報告をもって失効する予定となります。

(坂田教育長)

この件についてご質問やご意見はありませんか。

(宮川職務代理者)

第1条 清瀬市の教育が目指すべきあり方を定めるためとなっています。これは望ましいことだと思います。ここをもう少し具体的に、不登校のことがこの後議題になるかと思います。小中の教育課程、教育内容の連携協力をしている自治体は、不登校がずいぶん減少しているのではないのでしょうか。根拠のあるデータか不明ですがそのようなことも耳に入っています。日本社会の現実である引きこもり、社会的な負の部分、適正規模、適正配置の目指すべきあり方というところで、今問題となっていることの解決の糸口になるのではと思っています。単純な適正規模、適正配置の検討ではなく、本来の教育のありようを見通した、将来を見通したことを検討されるのかと考えて見ていま

す。そのような意味で「あり方」について説明をお願いします。

(坂田教育長)

石川教育部長から説明をお願いします。

(石川教育部長)

学校の規模、姿、基準等の方針を示すものであり、具体的な学校配置を決定するものではありません。この方針が策定後に学校以外の公共施設を含めた形で、市民参加で検討し合意形成を図っていきます。よく間違えられるのは統廃合ではなく適正配置であることです。この方針は清瀬市並びに学校の規模、姿、基準を示すもので、学校を減らすための基準ではないことと、少子化やいじめ等の社会情勢の変化を補完し、これからの子供たちにより良い教育環境の整備、教育の質の充実を目指した学校の適正配置を実施するための方針であることをご説明いたします。簡単ですが以上です。

(坂田教育長)

教育が目指すべきあり方とは何かとの非常に大きな質問でありました、私からも説明をさせていただきますと、やはり我々の中では第2のマスタープラン 10年 20年 30年 50年で通用するものであろうと、あれが基本的な考え方になります。地域社会と連携をしながら子供たちを賢くし市民を育て、街も育っていくというコンセプト。これがやはりあるべき姿ではないかと考えているところです。小中の連携を図ることによって不登校など様々な教育課題が解決されるのではないかと、その内容を含めて検討をするべきではないかと、職務代理からの提案でした。ことについて教育部参事から説明をお願いします。

(教育部参事)

中一ギャップ等の言葉にある通り、子供たちの精神的な負担の部分はあるのかと思います。小中の連携については可能などころから考え実施していきます。

(坂田教育長)

適正規模、適正配置の会議の中でも小中一貫についても踏み込んで議論が交わされると考えています。

(宮川職務代理者)

部長の説明では学校の統廃合ではない、それは当然だと思っています。私の経験でもそうでした。ここでお話の通り教育の内容、質をどう高めるのか。いじめ等の教育病理と言われる問題は今まで学校の制度の中では解決、解消できなかった。小中連携で不登校の状況が変わってきているとの情報があれば教えて欲しいのですが。適正配置の検討の中でそのような教育病理の解決につな

がる面があれば、その所も整理して検討していただけたら良いです。教育長のご説明にあったマスタープランの実現についてもよく理解できました。

(坂田教育長)

他に報告事項についてご意見、ご質問はございませんか。(意見・質問はなし)

では、続きまして日程第5報告事項2、清瀬市立学校給食調理業務委託業者選定委員会設置要綱について、細山教育総務課長から説明をお願いします。

日程第5 報告事項2 清瀬市立学校給食調理業務委託業者選定委員会設置要綱について

(細山教育総務課長)

清瀬市立学校給食調理業務委託業者選定委員会設置要綱についてご説明をいたします。以前より給食調理業務の委託に関しまして選定する設置要領がございましたが、次年度以降会計年度任用職員に移行する事から、委嘱する側において、要綱を制定致しまして文言の整理を行ったものでございます。施行日は附則において令和元年8月8日といたします。

(坂田教育長)

来年度給食委託の対象となる学校はどこになりますか。また、現在の委託は何校で委託会社は何社になりますか。

(細山教育総務課長)

来年度委託を予定しておりますのは、第三小学校、第四小学校、第四中学校、第五中学校の4校です。現在委託が行われているのは清瀬小学校、芝山小学校、第三小学校、第四小学校、第六小学校と全中学校です。5年間で契約更新を迎えます。

(坂田教育長)

ご質問などはありませんか(一同質問なし)

こちらは報告案件でしたので、次に進みます。日程第6報告事項3、令和元年度第1学期のいじめ及び不登校の状況について馬場統括指導主事からお願いします。

日程第6 報告事項3 令和元年度第1学期のいじめ及び不登校の状況について

(馬場統括指導主事)

昨年度後半から教育相談センターで資料データを集約し、指導課へ報告を受けています。内容については指導課でも精査をしなければなりません。現在の状況でご報告を進めさせて頂きたいと思います。

中学校が発生件数14件、小学校15件。各学校ではいじめについてはアンテナを高くしてスクールカウンセラーやSSWと連携し、早期発見、早期対応に心がけています。9月2日から7日にかけて市内全ての小中学校で命の週間を位置付けて、校長講話挨拶運動を行い、また発育測定時の観察、道徳授業の改善、公開講座などをきっかけとした家庭と地域の連携など、様々な取り組みを行いました。命の週間は終わりましたが、引き続き意識を高めて日々の子供の様子をしっかりと見るように各学校へ働きかけてまいります。

次に不登校の状況を報告いたします。小学校21名、不登校割合は0.575パーセント、中学校については38名、出現率は2.043パーセントとなっております。特に中学校では学業不振、人間関係、無気力、悩みなど散見されます。家庭の問題に起因すると思われる不登校も見られます。SSWや子ども家庭支援センターと連携して対応してまいります。現在教育相談センターでは月1回後方支援会議を開催しています。今後不登校の児童生徒を正確に把握し、教育相談センターを中心として学校と連携をし、迅速に対応出来るよう努めてまいります。

前回、土屋委員のご指摘がありました不登校児童の割合、学年別の児童数生徒数、問題行動付属資料を添付いたしましたのでご確認をお願いいたします。

(坂田教育長)

不登校の問題は全員協議会で議論を行います。この場ではいじめ等の問題に限ってご質問やご意見をお願いしたいと思います。この表の見方を確認したいのですが、1ページ目の中学校のいじめの状況について7月に2件の発生があります。6月12件となり1学期は14件になります。対応状況には12件ですが、2件はどうなっていますか。

(馬場統括指導主事)

今回の報告書が教育相談センターから提出された生の原稿となります。内容については今後確認しますが、おそらく一定解消継続支援中のところが14件になるのではと思います。

(坂田教育長)

小学校の認定状況と対応状況の数が違います。ここは例えば学年を跨いで継続していじめを受けているなどデータが入っているのか、この実態を知りたいと思います。

(馬場統括指導主事)

はい。こちらについては全員協議会用に資料を準備しております。

(坂田教育長)

教育委員会で示すべきデータは正確性と信憑性が必要です。準備などをお願いします。
土屋委員、どうぞ。

(土屋委員)

いじめの認定のことで、先ほど宮川先生のお話にあった川口のいじめ自殺事件では、認定を引き延ばされている中で自殺未遂が起きている。本市のこちらの資料はいじめの認定は学校でされて、件数として上がっているのでしょうか。対応は学校が行なっているのか、外部が入ってきているのか。この点も重要です。認定はされていないがいじめ状況は掴めているのかなども精査されているのでしょうか。容態のみですと表面的な分析になってしまうと思いました。

認定の言葉は重く、川口の事件を見ても誰がどこでいつ認定したのかなど重要になっています。記録上もどうなっているのか気になったところです。

(坂田教育長)

このことについて馬場統括指導主事または井上指導主事をお願いします。

(馬場統括指導主事)

認定は学校がしています。対応中、取り組み中は学校が取り組んでいるケースもありますが、お話しいただいたように、子ども家庭支援センターやSSWも加わっているケースもあります。実は本日、こちらの個別のケースはご説明する予定をしておりましたが、情報の公開に向かないため、この後の全員協議会でご報告させていただきたいと考えています。

(坂田教育長)

個別のデータは教育相談センターも指導課も押さえているということですね。兵頭委員ご意見をどうぞ。

(兵頭委員)

小学校のいじめ認定が15ですと、ひとつの学校あたり1学期間で1件から2件の平均となります。全員の先生たちが周知された中、皆で取り組んでいる例としての数なのか、学級担任が気付いたという例ではもう少しあるような気がします。報告の学校ごとの差もあるのでしょうか。

(坂田教育長)

把握、認定、学校の温度差、これはどのように対応していますか。

(馬場統括指導主事)

この資料の上段、不登校児童の割合、30年度にかけて低いところから数値が上がっています。実は28年度後半から29年度にかけて指導主事で不登校の判断基準を学校に訪問をして指導をしてきたところ。学校の認識が深まり、変わってきたところで精度も高まり、数値が上がっているとご理解を頂ければと思います。いじめについても同様に学校への指導を進めています。

(坂田教育長)

発生率が上がっている原因は、認定の精度が上がったということで、必ずしもマイナスのことではないとの判断ですね。

兵頭委員、今の解釈ですとどうでしょうか。

(兵頭委員)

今のお話ですとどの学校にも指導主事の方からどのような状況のものを認定していくかの話があり、ある程度の基準がそろってきて、数がこの位になるのかと理解しました。

いじめの様子にもありますように、言葉でのいじめが小学生では圧倒的です。担任の先生を含め学校全体で対応を練ることが大事だと改めて思いました。

(坂田教育長)

言語環境の整備ですね。宮川職務代理者はいかがでしょうか。

(宮川職務代理者)

流石に兵頭委員のお話から認定について私も学び直しているところです。この表記表現により、認定について明確にしていくことはとても大事なことです。統括指導主事から説明があった通り、指導主事が足を運んで一つ一つ吟味していることが学校での発生予防にもなるでしょう。先生方がいじめ問題を見抜く力を育てることになっている。過去に愛知県西尾市での痛ましいケース、川に入れと強要する事件がありました。様々な痛ましい事件がありましたが、今の清瀬は教育委員会として学校と一緒にきちんとして対応をしようとしています。私はこれが最良なのかと思います。

いじめ対策は校内に委員会を必ず設けることになっています。これが機能している学校はどれくらいあるのでしょうか。この認定ですが、誰が認定しているのでしょうか。

組織として認定すること、組織が機能しているか確認ができないといじめの数が隠れてしまうのではないかと。校内委員会は機能しているのか。指導主事が学校訪問をして指導をしていますが校内委員会についての印象など教えてください。

(坂田教育長)

校内委員会の機能、認定の主体は誰なのか。統括指導主事お願いします。

(馬場統括指導主事)

主力は生活指導主任となります。いじめ認定については、きちんと説明させていただいております。誰が認めるのかについては、基本的には本人が困っています、いじめられていますと訴えてきたらいじめと判断しています。各校の校内委員会の開催状況は、学校により差があります。しかし先生方に基準をしっかり持って対応していただいていると認識しております。また、ホームページに該当するページを作成し対応について掲載し保護者にも周知しています。

(宮川職務代理者)

子供がいじめられていることをきちんと受け止めて、認定することは必定だと思います。委員会として子供の訴えてきたことを真正面から受け止めて、さまざまな対策をして、先生方は多忙であることを承知の上で無理難題を申し上げています。一つ一つの作業が子供たちの命を救う、命の教育をしている学校だということになるのではないのでしょうか。

(坂田教育長)

井上指導主事から。

(井上指導主事)

学校は時間の無い中、生活指導関係の会議等で扱いながら学校内で共有しています。この資料の表はあくまでも個票の一部を抜粋して出しているものなので、個票にはどのような会議をしたか、関わった関係者、どのような支援をしているかまで記録されています。

(坂田教育長)

兵頭委員、校内委員会のイメージを各委員が持てるように、どのようなものなのかご説明をお願いしたい。

(兵頭委員)

基本的には問題があり委員会を開くことが多いですが、いじめに特化して各学年から上がってきたいじめ、そのようなものに関してどのような対応をしているか、各学年主任と生活指導主任、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、教員全員ではありませんが、このような人たちが集まった上で、そのほかの先生方から見た様子の情報交換であったり、今この様な対応をしているので、他の先生たちも声かけをする必要があるのでは無いかとか、その子を取り巻く人間関係全体を丁寧に見ていこうなど、情報交換や処遇についての会議を行なっています。

(坂田教育長)

情報の共有や対応の共有。またチームで動いていくことのきっかけづくりですね。粕谷委員どうでしょうか。

(粕谷委員)

そこで話し合われたことをきっかけに、委員以外の先生全体にも共有が図られると考えて良いのですね。会議の頻度はどのくらいですか。

(兵頭委員)

はい、そうですね。月に一度くらいの定例の会議のほか、緊急な事例に対しての急きょ会議を持つこともあります。

(坂田教育長)

土屋委員、何か校内委員会についてご意見などあればお願いします。うまく機能していない、温度差があるのご意見が先ほどありましたが、それについては如何でしょうか。

(土屋委員)

他県のいじめの対策委員を拝命しているのですが、学校の中で見過ごされて事態が重くなってから情報が上がってくる場合があります。校内のいじめ対策委員会が活発にされている話はあまり聞かないというのが正直なところですが、法律の解釈も先生方に浸透していない部分もあるのではないかと思います。

先生方が忙しい中で定例の生徒指導、生活指導の会議が行われて、その他にいじめ対策となった場合は事案があって開かれることだと思います。その会議に誰が加わるのかも一応会議は明文化されているはずなのですが、その辺りは各校の温度差がとても気になる場所です。既存のものが機能していればその先もスムーズな動きになると思っているのですが。

(坂田教育長)

一番心配なのは、この機能があまり十分では無いところ、所謂温度が低いところ。温度差ということであれば、その様なところはリスクが高いと思います。そこをどの様にして強化していくのかを我々が議論をして、学校に下ろして行かなければならない問題だと思いますが、機能化させるにはどうしたら良いでしょうか。兵頭委員。

(兵頭委員)

先ほどのお話の中で、いじめ認定は本人が訴えてきたもの、というのが引っかかっています。本人が訴えられる子供であれば、いじめの解決の方法は比較的に見えやすいけれども、本当に大変な子は訴えられないと思います。それを先生たちが発見して、周りの調整をしていこう、この方が校内委員会の役割としてあるのではと思っています。それは定期的にやること、学期に一回位ふれあい週間などでアンケートなどもとっていますが、先生たちの気付きなどが重要ではないでしょうか。

(坂田教育長)

井上指導主事

(井上指導主事)

説明で不足していた部分ですが、認定について一番多いのは先生たちの気付きからです。私が先ほど言いたかったのは、どういったものをいじめと認定するか、今までは本人が言ってきたも、学

校側が友達とのトラブルだからと情報が上がってこないこともありました。そうではなく、本人が困っている、いじめと感じているものは全てきちんと認定して対応しましょうということでも言わせていただきました。

(坂田教育長)

温度差というのは、教員が集まって情報共有する際に、いじめではないか、被害者ではないかについての感度が低い、十分にコミュニケーションがされていない、共有されていないところに温度が低い、機能していないという点にあるのではないのでしょうか。土屋委員どうすればいいのでしょうか。

(土屋委員)

兵頭委員が言われていた通りではないかと、私も思っています。子供が訴えてきたらそれはいじめ認定となる。先生方の気付きが一番多いとお話があったのですが、気付きの感度を高めるために何をすることが大切だと思います。

私が SSW として働いていたとき、先生方は気付いても具体的な動き、次のステップに行くのが上手くとれないという話を伺ったことがあります。おそらく、他の子供や生徒に対してとか、他の保護者に対してのこと等、いろいろなことを考えてしまって動けなくなっていないのでしょうか。個別に対応することが重要だと解っているが、自分の立ち位置が分からない先生方が多いように感じます。人間関係のダイナミクス、そのメカニズム的なところをもう一度考え、いじめが起きたときの基本的なメカニズムを再確認していくことも大切なのかと思います。

(坂田教育長)

どの組織でもいわゆるダイナミクスはあるが、いざ子供の命を守ると言うときに、動けない実態があると親としては不信感を持つものです。粕谷委員、保護者の立場からどうでしょうか。

(粕谷委員)

私自身は子供たちをお預かりする立場でもあり、中々複雑なところではありますが、自分が当事者になった時には、真っ先に守ってもらいたいと思います。例えば自分の子供に結果的に問題がある場合でも、一度は話を聞いて受け止めていただいて、初期対応をしっかりしていただいた上で、調査して経過をみるなどのプロセスをお願いしたいです。普段のなんとなくやっている、やっていないなどを判断してしまいがちです。まずは先生方がお忙しい中ではありますが、生徒の言葉、保護者の言葉を一度受け止めていただけると。

(坂田教育長)

宮川職務代理者、粕谷委員も教員は忙しいからと慮ってお話しして下さるが、子供の命に関わることで、多忙であることは全く別問題。我々は求めていくべきものは、求めなければいけません。宮川職務代理者からも初期対応がキーポイントであるとありましたが、今の議論をお聞きに

なつてご意見を。

(宮川職務代理者)

忙しいと言つてはいけなひのは当然だと思つています。認定という言葉に着目しているのは、教育委員会も学校も責任を明確にするということだと思つています。解決の意思を明確にしているということです。いじめの気付きが危うい状態にはないか、漏れのない様にしていくには努力ですよね。頂いた説明に努力に温度差があるとのことだったので、そこをどうしていくのかが課題です。他市でいじめ専門会議まとめを行なつています。対処しなければならぬこともあり、眠れないこともあります。清瀬ではその様なことが無い様にあつて欲しいです。

例えば教員の感度を上げるのに付箋紙をポッケに入れて歩き、廊下を歩いているとき、校内で気になること、雰囲気、異様な感じをメモしておく。授業に向かう時など、対応すべきことをメモに残し関係者に渡していく。その様な行為によつて他の先生もいろんな折に子供たちに関心を向けて行動観察をして、それで皆で共有し解決していこうという学校の組織を築き、機能させていく。この様な積み重ねが感度を上げていくことになると思ひます。

もう一つ、後ほど説明があるとの事でしたが、中学校のいじめに関するデータで6月7月の上昇が気になっています。この数字を見たときに、いじめ状況によつては教育委員会としての権限を履行する意思はあるのでしょうか。例えば出席停止や保護者の看護能力もあつて出席停止にできないという事もあると思ひます。数値については後ほどお話をいただいた中で議論が出来れば良いと思ひています。

(坂田教育長)

非常に具体的な事例をお話し頂きました。付箋を持って情報共有をしていく。これが感度を上げていく方法になるのではないか。私もそのような実践を行ったことがあります。確かに変わりました。これは事務局にお願いしたいことですが先程の温度差とお話しのあつた、機能が充分ではない学校に対して、この付箋の方法で取り組み、その報告をしていただきたいと思ひています。よろしいでしょうか。では不登校のことについてはまた後ほど時間をとつて議論をしたいと思ひます。全員協議会は秘密会議となりますので具体的な内容をお話しいただけると思ひます。

続きまして日程第7報告事項4、学力調査の結果について、馬場統括指導主事からお願いします。

日程第7 報告事項4 学力調査の結果について

(馬場統括指導主事)

今年度実施しました学力調査の結果について速報値になりますがご報告いたします。実施した調査は小学校4年生・中学校1年生を対象とした清瀬市の調査、小学校5年生・中学校2年生を対象とした東京都の調査、小学校6年生・中学校3年生を対象とした国の調査です。

本年度から東京都は読み解く問題を、総合的に調査する内容となっています。まず、国語と算数、数学の生徒人数の分布をグラフで示しております。また全体の正答率分布を示しております。この表は清瀬市全体の傾向であって、各校で状況は異なります。課題も各校様々です。本調査の結果、学校単位の分析はすでに学校で始めています。最終的には分析結果をもとに授業改善推進プランを作成し、各学校において授業改善に役立てています。市全体で課題の見られる問題については黒枠で示してあります。例えば、小学校4年生の国語では指定された長さで文章を書くが、全国と比べて9.2ポイント下回っています。書こうとする事を中心を、明確にして文章を書くこと、こちらも9.4ポイント下回っております。理由や事例を上げて文章を書くことが、9.7ポイント下回っています。書くことに対する課題が見えています。今後このような課題面を分析しまして昨年度の結果を踏まえて、昨年度の4年生が今年度の5年生となりますので、そうした経年の比較もしながら課題をもう一度分析をして、昨年度の結果と比較した中で改善が見られた点、また継続して継続する点、また新たな課題点とは何かの分析を行いまして、今後の各学校への指導に生かしていきたいと思っております。

(坂田教育長)

これはおそらく議論をすると2時間3時間はかかるかと思うのですが、各委員の方から感想だけでもいただきたいと思っております。本日配布の資料となりますので、ぱっと見た限りでの感想でも、お考え、対策等があればお願いしたいのですが。兵頭委員からどうぞ。

(兵頭委員)

4年生の書くことが課題として上がっていると思います。チェックは入っておりませんがローマ字の理解も19ポイントですので、非常に差が大きくなっています。書くことは他の5年生・6年生・中学校を見ても課題のように思います。教科書の内容自体も文章の長いものが減って、教科書の構成自体も変わってきているから難しいかもしれませんが、文章をしっかりと読むと言う経験が少なくなってきた印象を持ちました。良い文章に今まで出会っていない、読んでいないと自分が書く事もなかなか表せない。書くことは書くけれども、きちんとした文章は難しいですね。

(坂田教育長)

読むことからスタートするべきでしょうか。

(土屋委員)

兵頭委員と同じ意見です。自分自身が昔読んでいた本を見る機会がありまして、文学全集のようなものですが小さな文字で2段組の本を読んでいてびっくりしました。今の子供は読む量が減っているのではないのでしょうか。視覚的な画像を見るのに慣れて文章を追って読むと言うことが減っているように感じます。インプットしてアウトプットすることの意識した取り組みがされているのだろうかと改めて感じました。読む文章を理解するためには、インプット3、アウトプット7と言われてい

るそうなのですが、ここまで数字が全国平均よりも低くなっていると、インプットもままならないのかなと感じます。そのようなところが原因なのかと思いました。感想までですが。

(坂田教育長)

保護者から見てショッキングなデータですが、粕谷委員どうでしょうか。指定された長さで文章が書けないことなど。

(粕谷委員)

先程の兵頭委員のご意見の中にも出ていて、原因は調査が必要かもしれませんが、ローマ字の理解、これだけ差が出ていると言うのは、現時点でも何が足りない、何が欠けているのか、もし少しでも判ってところがあればお伺いしたいです。

(坂田教育長)

速報値ですがここはどうでしょうか、馬場統括指導主事。

(馬場統括指導主事)

ローマ字についてですが結果以上の事は申し上げることが今はできません。前は小学校の場合には読むことが、特に文学的な文章の理解が課題に上がっていました。文章中の人物の気持ちの読み取りを各学校で指導していますが、それを何のために読むのか、またどのように読むのかといった指導までできているかどうかが起因になったと考えます。今はこれらを踏まえて各学校へ指導していきます。

(坂田教育長)

活動だけで授業が終わるのではなく、主の目的を持って明確にした上で指導していく重要性を各学校に訴える必要があると考えていると言う事ですね。よろしいでしょうか。

(粕谷委員)

はい。データだけで終わらせない。弱いところがわかっていると言うのですから、そこを対応して次年度以降、頑張っていっていただきたいと思います。

(坂田教育長)

何年も同じ議論をしていますが、改善されない理由は何でしょうか。申し訳ないけれども学校は指導に手を抜いているのでしょうか、指導課が充分指導が出来ていないのでしょうか。それとも他に要因があるのでしょうか。私は原因をしっかりと分析をする必要があると思います。毎年同じ意見が出ています。簡単に成果が現れない事は分かっています。毎年同じことを言っている、これはどこかが機能していない。清瀬小学校の学校訪問でのことです。小学校1年生の授業内容ですが、足し

算の問題です。「猫が3匹いました、バスに猫が2匹乗ってきました。次のバス停では猫が4匹になりました。全部で何匹乗っていますか。」文章の中の2つの足し算に、3つ目の足し算を加える学習活動でしたが、この問題を数式にあらわさせられない子供が何人かいました。3+2+4が答えられない。なぜと指導主事に聞いたら、具体を抽象に置き換えることが出来ない可能性があるとの事。ではどうすれば良いのか、その子の原因を分析し、対策を打って、検証してその結果を、もう一度改善に結びつけていく。いわゆるPDCAサイクルを回せば必ず子供は習熟をしていく。それが機能していないと私は思います。

(宮川職務代理者)

何度も議論をしていますよね。例えば先生が質問する、子供が答えを出す、この時になぜという切り返しする。または他に似たような例は無いかなとか、他の人はどうですかと言うような揺さぶりをかけて話を広げ、そして集約させる。そのような教授法が実際の学習活動で生かされていない。現実に大学生が採用試験などで、論文1200文字を書くことが求められています、やはり似たようなことが起きています。いわゆる問題文の中に隠されている論点を絞り切れない、的を得た内容ある文章が書けない。もう一つは、問題文で求められていることを簡潔に結論を書き、その理由を書くことが求められる。そして、その根拠となることを書きまとめることを求められる。慣れてくると立派に書けるようになります。

もう一度学校の先生方が意識されて、授業の中で子供たちとのやりとりをして、その質の問題を学校の中でも研究できたら良いのではと思います。他にも問題はあるのかもしれませんが私が伝えられそうなところは以上です。

(坂田教育長)

私もしも校長で、この学校を任せてもらえるのであれば、教育課程を工夫して週に1時間、作文の時間を設けます。徹底してトレーニングを積みます。書くことの習慣が大事です私はそう分析します。もちろん作文の達人に書き方を習ってから書かせるようにします。私そのような学校を見たことがあります。確実に学力は上がります。なぜそれをやらないのか。授業を充実させていきますと言っているけれども、今までやってきたもので成果が出ないのであれば、違う手を打つのが経営者として当たり前の話です。本気でこの課題を考えていない証拠でしょうか。そこが毎年同じ結果になっているのではないかと思います。どうすれば良いか、我々教育委員としても考えなければならないと思います。これも具体的な方策について議論をする時間をとるようにお願いします。宮川職務代理者、ご意見をどうぞ。

(宮川職務代理者)

先ほどの学校の例ですが、教育長をご存知のところはどここの学校なのでしょう。私が知っているのは東久留米の南中学校です。南中学校は都からの研究費で、論文添削の人を雇用し、子供たちに毎週1つ書かせ添削して返却するを行っていました。例えばその情報を集めて、学校に情

報提供を行ったうえで教育課程を含めた改善策を検討していくなどはいかがでしょうかと思います。

それと、読書感想文コンテストなどをやっているけれども、読むことの楽しさ、読むことの必要性などを学校でどれくらい子供たちに伝えられているのかなと思いました。

(坂田教育長)

とにかく考えて実行していけるものを検討していきましょう。本来教育というものは失敗して改善すれば良いものではないですが、課題解決と言うものは、そのようなプロセスを踏まなければ解決はしないです。ぜひ期待したいと思います。

事務局、全員協議会で学力の事についてたっぷり時間を取れるようにしてください。

日程第8報告事項5、事務の執行状況の報告については内容をお手元の資料にてご確認をお願いいたします。

日程第9 その他についてはここに記載の通りでございますので、何か付け加える点があればお願いします。

(長井教育部参事)

10月16日 第三小学校の教育委員会訪問を予定しております。

10月31日 第三中学校の教育委員会訪問です。変更があったため振替の日程となります。再修正をお願いします。

(教育長)

ただ今をもちまして第9回定例教育委員会を終了させていただきます

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午前11時25分

令和 元年 9月 13日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

委員 土屋 佳子